

2025 年 3 月 1 日

フィットネス会員の皆様

セントラルスポーツ株式会社
利府町店

『事務手続き期限』 変更のお知らせ

(締日が休館日だった場合の期限変更)

拝啓

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は当クラブをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当店の事務手続き締切日が休館日だった場合の期限を 2025 年 4 月 1 日（火）より変更し、同日から施行することとなりました。変更後の内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更日 2025 年 4 月 1 日（火）より

2. 変更内容

手続き	項目	変更前	変更後
休会	方法	ご来館いただき 届出用紙に記入捺印	ご来館いただき 届出用紙に記入捺印（変更なし）
	期限	前月 10 日まで ※10 日が休館日の場合は翌営業日まで	前月 10 日まで ※10 日が休館日の場合は前営業日まで
コース変更	方法	ご来館いただき 届出用紙に記入捺印	ご来館いただき 届出用紙に記入捺印（変更なし）
	期限	前月 10 日まで ※10 日が休館日の場合は翌営業日まで	前月 10 日まで ※10 日が休館日の場合は前営業日まで
退会・解約	方法	ご来館いただき 届出用紙に記入捺印	ご来館いただき 届出用紙に記入捺印（変更なし）
	期限	当月 10 日まで ※10 日が休館日の場合は翌営業日まで	当月 10 日まで ※10 日が休館日の場合は前営業日まで

3. 対象コース

➤ フィットネス

以上